

混雑統計データ利用約款

第1条(対象取引、本約款の適用ならびに契約の成立および構成)

1. 本約款は、本データの利用に関するお客様と株式会社ゼンリンデータコム(「ZDC」)間の権利義務関係一切に適用されるものとします。
2. 本データの利用許諾に関する契約(「本契約」)は、次条に定める契約申込と契約承諾により成立するものとします。
3. 本契約は、次のものから構成されるものとします。
 - (1) 本約款
 - (2) 契約申込と契約承諾により合意された事項
 - (3) ZDC が別途提供する本データの仕様書(「仕様書」)
4. 前項各号のもの間に矛盾または抵触がある場合には、前項第(1)号、第(2)号、第(3)号の順で優先適用されるものとします。
5. 一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会(「AIGID」)が運営する本サイト(「本サイト」)を介した取引は、混雑統計データ(「本データ」)を自己利用する者(「お客様」)に対する利用許諾のみとし、本データの利用を他人に再許諾する者に対する利用許諾は対象外とします。

第2条(本データの利用申込から契約成立まで)

1. お客様は、本約款に同意し、ZDC から本データの利用許諾を受けることまたはその検討のため ZDC と相談することを希望する場合は、本サイト上で所定の情報を入力し送信(「相談申込」)するものとします。
2. ZDC は前項の相談申込を受けた場合、お客様に連絡し、お客様との間で本データの利用目的その他必要事項を確認・協議し、利用許諾の可否の検討および本データの原供給元(「原供給元」)の意向確認を行うものとします。
3. ZDC は、前項の検討および原供給元の意向確認の結果、お客様に対する本データの利用許諾が可能と判断した場合には、その旨お客様に通知するものとします。
4. お客様は、前項の通知を受けた場合、本サイト上で、以下の事項について ZDC との協議において合意された内容を入力し、かつ、本約款に同意した上、入力内容を送信(「契約申込」)するものとします。
 - (1) 利用許諾を希望する本データの種類、対象地域および対象期間
 - (2) 本データの利用目的・態様(「本利用目的」)
 - (3) 本データの利用期間(「契約期間」)
 - (4) 本データの利用許諾の対価(「許諾料」)
 - (5) その他本サイト上で指定する事項
5. お客様が法人である場合、お客様は当該法人から正当な権限のある従業員等に契約申込をさせるものとします。
6. ZDC は、前二項にしたがった契約申込を受けた後、当該契約申込がお客様と ZDC 間の協議結果を正しく反映していると判断した場合には、これを承諾する旨をお客様に通知(「契約承諾」)し、本データを速やかにお客様に提供するものとします。
7. 本契約に基づき ZDC または AIGID が行う通知または書面の提出は、電子メールの送信、本サイトその他 Web サイト上への電子ファイルのアップロード、その他電子的手段で行うことができるものとします。

第3条(AIGID による業務代行)

1. ZDC は、AIGID に次の事務の代行を委託できるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾するものとし

ます。

- ① お客様に許諾料の見積書を提出すること
 - ② お客様に許諾料の請求書を提出すること
 - ③ お客様から許諾料を受領すること、および、必要に応じ督促その他の手続を行うこと
2. 前項の事務代行を除き、本データの利用許諾に関しては、ZDCがお客様に対し直接義務を負いました権利を有するものとします。
 3. AIGID は、本データの利用許諾に関し、本条第 1 項の事務代行を行う権限のみを有し、法律上、ZDCを代理し、その他 ZDC に義務を負わせまたは ZDC のために権利を取得する権利および義務を有しないものとし、お客様はこれを承諾するものとします。

第4条(本データの利用許諾)

1. 本契約が成立した場合、ZDC は本契約に従いお客様に次の事項を契約期間中行う非独占的権利を許諾するものとします。なお、本データは如何なる意味においても販売されるものではなく、お客様は本契約に定める条件のもとで本データを利用する権利のみを取得するものとします。
 - (1) 本データを本利用目的に従い自己利用すること
 - (2) 本データを利用した結果得られた情報およびこれを含む資料(「混雑統計派生物」)を本利用目的に従い自己利用すること
 - (3) 上記の行為を第三者(「委託先」)に委託すること
2. 本契約において、混雑統計派生物は、本データとみなされ、本データとして本契約の規定の適用を受けるものとし、お客様は、混雑統計派生物を本データと同一の条件に従い利用するものとします。
3. 第 1 項第(3)号の場合、お客様は、委託先への本データの利用許諾について、別途 ZDC から事前承諾を得なければならないものとし、また、お客様の責任において委託先に本契約に定める条件(ただし、許諾料に関する条件を除く)と同等の(またはより厳しい)条件を受諾させかつ遵守させるものとします。
4. お客様は、混雑統計派生物を、第三者に公表又は発表(マスコミや論文での発表等)を希望する場合、原則発表希望日の 30 日前までに、ZDC にその旨書面で申請するものとします。

第5条(許諾料の支払い)

1. 許諾料は、ZDC が別途同意しない限り、本サイトに掲載してあるとおりとします。
2. AIGID は、本契約が成立した旨の通知をZDCから受けた後速やかに許諾料およびその消費税の請求書をお客様に提出するものとします。
3. お客様は、前項の請求書を受領した後 10 日以内に、許諾料およびその消費税を、その請求書で指示された方法で支払うものとします。なお、振込手数料その他支払いに要する費用はお客様が負担するものとします。
4. お客様が許諾料を前項に定める期限までに支払わない場合、ZDC は年 14.6%の割合で計算した遅延利息をお客様に請求できるものとします。

第6条(遵守事項)

お客様は、以下の事項を自ら遵守し、また、委託先がある場合には委託先に遵守させるものとします。

- (1) 本データを、本利用目的以外に利用しないこと、その他本契約に定める条件に反して利用しないこと
- (2) ZDC がお客様に本データを利用するために必要な ID およびパスワードを提供した場合には、これを第三者に開示、漏えいしまたは利用させないこと
- (3) 方法(他の情報と結合することを含む)の如何を問わず、本データから特定の個人の識別を行いまたは試みること

- (4) 本契約で明示的に許諾されている場合または ZDC が事前に書面で明示的に承諾した場合を除き、方法の如何を問わず、本データの全部または一部を第三者に利用させないこと
- (5) 本契約で明示的に許諾されている場合または ZDC が事前に書面で明示的に承諾した場合を除き、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他本データを改変、結合、修正及び翻訳を行うこと、又は本データにあらかじめ加えられた制限事項を回避しようとする事

第7条(知的財産権の留保およびその利用権の許諾)

1. 本データおよび仕様書に関する著作権、特許権その他知的財産権(「知的財産権」)は、すべてZDCまたは原供給元に留保され、その一部であってもお客様に移転しないものとします。
2. お客様は、本データおよび仕様書に関しZDCが有する知的財産権について、本契約に定める制限のもとで本データを利用するために必要な限度でのみ非独占的な利用権を与えられるものとします。
3. 前項の場合を除き、お客様は、何らの知的財産権の利用を許諾されるものではないものとします。

第8条(保証)

1. 本データが仕様書に合致しない場合、ZDC は、本データをお客様に提供した後 20 日以内にお客様から書面で通知を受けた場合に限り、この不合致を是正し、是正後の本データをお客様に提供するものとします。
2. 前項にかかわらず、ZDC は、本データについて次の事項を保証せず、次の事項に関してお客様または第三者が蒙った損害については何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 本データがお客様の特定の目的に適合すること
 - (2) 本データが完全性(網羅性)、正確性、非侵害等を有すること
3. 本条は、法律上の請求根拠を問わず、本データの不具合に関する ZDC のすべての責任を規定したものとします。

第9条(秘密保持および個人情報の取り扱い)

1. お客様およびZDCは、本データ、本契約の存在および内容、ならびに、本契約に関連してまたは本契約成立前の交渉上知った相手方の情報(「秘密情報」)を、本契約履行のためにのみ利用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報ではないものとします。
 - (1) 知った時点で既に合法的に知得していたかもしくは公知となっていた情報、または、その後自己の故意または過失によらず公知となった情報
 - (2) 相手方の秘密情報によらず、独自に開発・作成した情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
2. お客様およびZDCは、相手方に、秘密情報を、書面その他の有体物を提供することにより開示する場合には、当該有体物に秘密情報である旨を表示するものとし、口頭、その他有体物の提供以外の形態で開示する場合には、開示前または開示の際に適切な方法で当該情報が秘密情報である旨を相手方に明示するものとします。
3. お客様およびZDCは、相手方から開示を受けた秘密情報の利用目的を達成した場合、秘密情報の利用の必要性が失われた場合、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、または相手方からの要求があった場合には、相手方の指示に従い、速やかに当該秘密情報を含む資料、物品等、およびそれらの複製物を返還または破棄もしくは消去するものとします。
4. 本条第1項の義務は、①本データ、本契約の存在および内容、ならびに、ZDCがお客様に提供することがある技術上の秘密情報については同項但書各号のいずれかに該当するまで、②その他の秘密情報については、書面で別段の合意をした場合を除き、各秘密情報を知った時から3年間存続するものとし、この期間中に本契約が終了した場合も同様とします。

5. 本条第1項にかかわらず、お客様およびZDCは、相手方の秘密情報を、本契約履行のために知る必要のある自己または自己の親会社もしくは子会社の役員、従業員または顧問弁護士等に限り開示できるものとします。ただし、自己が本契約に基づき負担する秘密保持義務と同等の（またはより厳しい）義務を、当該役員等に退任・退職後も含め課すことを条件とします。
6. お客様は、本データを扱う責任者を定め、その者の氏名、所属部署および役職をZDCに通知するものとし、当該責任者を変更する場合も同様とします。お客様は、また、本データの取扱いおよび管理状況・方法に関し、ZDCの求めに応じ、報告、ZDCまたは原供給元による立入検査の受入および是正を行うものとします。
7. 本条第1項本文、第3項および第5項の規定は、お客様およびZDC間で取り交わされることある個人情報についても、本契約の契約期間中またはその終了後を問わず、準用されるものとします。
8. 本条第1項にかかわらず、ZDCは、第3条に定めるAIGIDによる業務代行に必要な範囲でお客様の情報をAIGIDに開示し利用させることができるものとします。

第10条(解除)

1. お客様または ZDC は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何ら催告をすることなく、かつ、相手方に対する何らの責任を負うことなく、直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 本契約に違反し、かつ、当該違反状態が相手方からの通知後15日以内に是正されない場合
 - (2) 監督官庁より営業の許認可または免許の取消し、業務停止命令その他本契約の履行を困難にする処分を受けた場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合、支払停止があった場合または支払不能状態となった場合
 - (4) 差押、仮差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立があった場合
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 解散の決議があった場合
 - (7) 本契約の承継について相手方の書面による事前同意なく、会社分割、営業の全部もしくは重要な一部の譲渡または合併をした場合
 - (8) その他信用状態が著しく悪化し、本契約上の義務の履行が困難になるおそれが生じまたは本契約を継続し難い事由が発生した場合
 - (9) 個人情報保護に関する法令およびこれに関する政府のガイドラインに違反した場合、または、個人情報の漏えい事故を生じさせた場合
2. お客様またはZDCは、自己が前項各号の一に該当した場合、直ちに、相手方に対する一切の金銭債務全額につき期限の利益を失い、直ちに当該全額を支払うものとします。
3. お客様側の原因により本契約が解除された場合、既払いの許諾料は返還されないものとします。
4. 本データの提供が、個人情報に関する法令に違反しまたはそのおそれが生じた場合、または、原供給元がZDCへの本データの提供を停止した場合、ZDCは、お客様に対する何らの責任を負うことなく、直ちに本契約を解除できるものとします。

第11条(反社会的勢力の排除)

1. お客様およびZDCは、相手方に対し、自己、自己の役員その他経営に実質的に関与している者、従業員または代理人(「自己等」)が、現在および将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(「反社会的勢力」)であること

- (2) 反社会的勢力が実質的に経営を支配またはこれに関与していること
 - (3) 自己等または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力しまたは関与していること
 - (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ本契約を締結するものであること
 - (6) 前各号の他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること
2. お客様およびZDCは、自己等または第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. お客様およびZDCは、相手方が本条第1項または前項に違反した場合には、何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。
 4. お客様およびZDCは、前項により本契約を解除した場合、これにより相手方または第三者に生じた損害について何らの責任も負わないものとします。

第12条(損害賠償)

1. ZDCは、本契約に関連し自己の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、許諾料相当額を限度として、お客様が当該事由に直接起因して現実に蒙った通常の損害に限り、これを賠償するものとします。ただし、第8条の規定が適用される場合にはこれらの条項に定めるところによるものとします。
2. 前項の規定は、瑕疵担保、債務不履行、不当利得、不法行為その他法律上の請求根拠の如何にかかわらず適用されるものとします。
3. お客様およびZDCは、本契約に関連し相手方に損害賠償その他の請求をする場合には、当該請求原因が生じた日から18ヶ月以内にしなければならないものとします。

第13条(本契約終了後の措置)

お客様は、契約期間の満了、本契約の解除その他事由の如何を問わず本契約が終了した場合、直ちに次の各号の措置をとるものとします。

- (1) 本データの利用を終了すること
- (2) 本データ(そのすべての複製を含む)を消去すること
- (3) 前各号の義務を履行したことを、お客様の代表取締役(またはZDCの指定するその他の者)が証明する書面をZDCに提出すること

第14条(一般条項)

1. お客様およびZDCは、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。
2. ZDCは、お客様への事前の通知なくして、本約款の内容を変更する場合があります。但し、お客様による本データの利用に重大な影響を及ぼす場合は、この限りではありません。

3. 本契約は、本契約で規定する事項に関するお客様とZDC間の合意のすべてを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他のいかなる条件にも優先するものとします。
4. お客様とZDC間に本契約の解釈その他につき疑義または紛争が生じた場合、両者は誠意をもって協議し解決に努めるものとします。
5. 本契約に関するお客様とZDC間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

以上

2016年11月11日制定